

京 都 労 働 局
平 成 2 8 年 4 月 1 日
午 後 2 時 解 禁

経済・府政記者クラブ同時資料配付

担 当	京都労働局
	雇用環境・均等室長 金井 陽子
	雇用環境改善・均等推進指導官 田中 千晴
	電話 075-241-3212

女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業府内第1号を認定しました

～(株)京都銀行を三つ星レベルで認定～

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(略称：女性活躍推進法)の一般事業主に関する部分が、平成28年4月1日から施行されました。

この法律では、女性の活躍の推進のための行動計画を策定し、その旨を届け出た事業主のうち、一定の基準を満たし、取組の実施状況等が優良な事業主は、申請により厚生労働大臣の認定を受けることができます。

京都労働局(局長 井内雅明)では、本年4月1日付で株式会社京都銀行の認定を決定しました。

認定式は、平成28年4月4日(月)13時から、京都労働局局長室にて行います。

女性活躍推進法に基づく第3段階の認定企業

株式会社 京都銀行

所在地 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700
業 種 銀行業
代表者 取締役頭取 土井 伸宏
社員数 3,161人



認定マーク:愛称「えるぼし」

◇認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階あり※、認定を受けた企業は、認定マークを商品や広告、名刺、求人票などに使用して、女性活躍推進事業主であることをアピールすることができます。

※「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の5項目の評価基準のうち、1つ又は2つを満たせば1段階目、3つ又は4つを満たせば2段階目、全てを満たせば3段階目の認定となります。

注:満たさない項目については、2年以上連続してその実績が改善していることが必要です。

行動計画に定めた目標の達成は要件としておらず、評価項目の基準を満たした時点で申請ができます。

◇認定マークについて

「L」には、Lady(女性)、Labour(働く、取り組む)、Lead(手本)などさまざまな意味があり、「円」は企業や社会、「L」はエレガントに力強く活躍する女性をイメージしています。認定の段階に応じて星の数が異なります。

添付資料 ・(株)京都銀行の女性活躍推進企業データベースでの公表内容(参考資料)
・認定に関するパンフレット